

(1) 災害時要援護者名簿登録者の更新について

災害発生に備え、あらかじめ一人で避難することが困難な方などを対象に災害時要援護者名簿の作成を行い、各自治会へもあらかじめ配布を行っています。

この名簿について、平成24年度に取りまとめを行っています。3年に一度登録の意思確認等を行うこととしています。

引き続きの名簿登録の意思確認と登録内容の確認を行いますので、各自治会のご協力をお願いします。

記

1. 依頼内容

①申請書の配布および回収

現在登録者へ登録申請書を配布し回収（区長等 → 登録者 → 区長等）

※現在登録内容が記載してあるので必要事項の記入と記載内容の修正

②支援員の記入

回収した申請者の支援員を各自治会で記入し役場へご提出ください。

※支援員等の記入していただくのは登録希望者の申請書のみです。

支援員とは

災害発生が予測される場合や、災害発生時に登録者の安否確認や避難支援をしていただく方です。支援員をあらかじめ決めておくことで、避難活動等をスムーズに行うことが目的ですので、支援員の方に特段の責任を求めることはありません。あくまでも、自分の身の安全が確保された状態で活動していただく事を前提としています。

2. 提出期限 平成28年1月29日（金）

3. 提出先 伯耆町役場総務課又は溝口分庁舎総合窓口課

4. その他

- ・新規登録者については、随時受付を行っていますので、新規登録を希望される方等あれば随時ご提出ください。

※12月10日の区長便で全戸配布していただく申請書等を送付予定です。

問い合わせ先

伯耆町役場総務課 担当：野口 幸大

電話：68-3111 FAX：68-3866

Mail：soumuk@houki-town.jp

災害時要援護者登録申請書

自治会	〇〇〇	ふりがな 世帯主氏名	
災害時要援護者台帳に (該当項目に✓)		<input type="checkbox"/> 登録する ・ <input type="checkbox"/> 登録しない	

登録する場合は以下の①～⑤に記入してください

① 同意欄

伯耆町長 様

私は、災害発生時などに地域の支援を受けたいため、下記の内容を台帳に登録するとともに、その台帳を次のとおり利用することに同意します。

- ◆行政機関（町・消防・警察）、自治会（自主防災組織）、民生・児童委員、社会福祉協議会への情報提供
- ◆行政機関又は自治会により実施される防災（避難）訓練や支援計画作成のための利用

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

・本人住所 〒 689-4133 西伯郡伯耆町吉長 37 番地 3

ふりがな ホウキ タロウ

氏 名 伯耆 太郎 (印) 性別 (男)

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

・連絡先

電 話 68-3111 携帯電話 090-〇

F A X

現在登録されている内容については、既に印刷していますので、引き続き登録される方で、修正がない場合は以下の4点について、記載していただきます。

- ・世帯主氏名
- ・登録するに ✓
- ・記入日の日付の記入
- ・氏名横に押印

② 緊急時連絡先欄

※現在登録状況は以下のとおりです。修正がある場合は二重線をして訂正してください。（2名記入していただき、内1名は親族としてください。）

1	氏名	伯耆 花子	続柄	子	電話	0859-××
	住所	〒 689-4133 西伯郡伯耆町吉長 37 番地 3			携帯	090-××
2	氏名	伯耆 二郎	続柄	弟	電話	0859-△△
	住所	〒689-4133 西伯郡伯耆町・・・			携帯	090-△△

③ 要援護者の状況

※現在の状況は以下のとおりです。追加がある場合は、別紙記載例を参考に追加記入してください。

障害者手帳（2級）左下肢

【特記事項】

〇〇の持病があり〇〇を服用している。

かかりつけの医療機関	1	医療機関名	〇〇医院	担当医	
		治療中疾病	高血圧	電話	
		使用薬、用量 服用上の注意	薬（△△△）		
	2	医療機関名		担当医	
		治療中疾病		電話	
		使用薬、用量 服用上の注意			

以下申請者記入不要 ※以下は回収後記入します

支援員	1	氏名		続柄		電話	
		住所	〒			携帯	
	2	氏名		続柄		電話	
		住所	〒			携帯	

【特記事項】

登録申請者の方から申請書を回収したら、自治会で支援員を記入し役場にご提出ください。

災害時要援護者支援制度

～台帳登録にご協力ください～

1. 事業の目的

伯耆町では、平成 21 年度から災害時に家族などの援助が困難で、何らかの助けを希望する人の台帳を整備しています。ご本人の同意を頂き、登録された方の情報を集落・民生委員等で共有し、普段からの見守りと災害が発生した時に支援が得られる「仕組みづくり」を地域で行っています。

これは、消防・行政が機能しない事態を想定しています。災害発生直後は消防や警察は、交通手段のまひも重なって本来の機能を果たすことが困難となります。

ご注意ください！！

平成 24 年度からは台帳の登録だけでなく、登録された方の支援者を決めていただくなど、新たな取り組みがスタートします。そのため、登録内容の確認を行うため登録者の方について、登録の意思及び内容の確認を行います。

2. 登録要領

(1) 事業の対象者

種類	説明
高齢者	65歳以上で日常的に支援が必要な者のうち ① 独居世帯の者 ② 高齢者のみで構成される世帯の者 ③ 日中のみ①②の状態となる者
要介護者	介護保険の要介護3以上の居宅で生活する者
身体障害者	身体障害者手帳 1・2級発行対象者
知的障害者	療育手帳 A 発行対象者
精神障害者	精神障害者福祉保健手帳発行対象者
その他	上記以外の理由により支援が必要な者

(2) 登録の手続き

別紙「災害時要援護者登録申請書」の記載内容を確認いただき修正箇所があれば修正した情報を記入し、氏名横に押印して、各区長さん等へご提出ください。

【 ※「登録しない」に変更される方も確認のため、申請書の一番上の欄にある「登録しない」にチェックをしてご提出ください。 】

3. 支援の方法

(1) 情報の共有

登録された方の情報は、町・自治会・民生委員・社会福祉協議会・警察・消防で共有し、普段の見守り、災害発生時の迅速な対応を図ります。

(2) 支援者の決定

自治会において、登録された方の支援者を決めて実効性を高めます。

ご注意ください

◎この制度は、普段からの地域の助け合いにより、災害発生時の被害を減らそうとするものです。災害時には支援者が被災し、支援ができなくなる場合もあります。

※「できる範囲」で支援をお願いするものであり、災害時の避難支援等において義務や責任を負うものではありません。

◎登録された方自身も、自分の身は自分で守るという意識を持って、普段から周囲の方とコミュニケーションをとるように心がけましょう。

(3) 支援内容

【平常時】

- ・災害時における情報伝達の手段や避難支援の方法について確認します。
- ・防災訓練の実施 ～ 安否確認や避難支援（誘導）について訓練します。

【災害発生時】

- ★避難に時間のかかる要援護者が、いち早く避難できるよう支援を行います。
- ・避難に関する情報伝達 ～ 避難準備情報や避難勧告等の情報伝達
- ・安否確認（町から対象者の方の状況を確認するため連絡する場合があります）
- ・避難支援（誘導）

【お問い合わせ】

伯耆町役場 総務課

電話：0859-68-3111

ファクス：0859-68-3866

メール：soumuk@houki-town.jp

災害時要援護者対策における支援員の役割について

平成27年12月 伯耆町総務課

《事業の目的》

災害時要援護者に対する取り組みは、普段からの地域の助け合いにより、災害発生時の被害を減らそうとするものです。災害時には支援者が被災し、支援ができなくなる場合も当然にあります。「できる範囲」で支援をお願いするものであり、災害時の避難支援等において義務や責任を負うものではありません。

《具体的な支援内容》

日ごろの準備

- コミュニケーションを図ることを心がける。
 - ⇒ 日頃からコミュニケーションを図ることを心がけましょう。
- 災害時における情報伝達の手段や避難支援の方法について確認する。
 - ⇒ 例えば、耳が不自由な方の場合など、避難勧告などの防災情報がうまく伝達されない可能性もあります。①情報伝達の方法、②避難支援の方法（必要な器具がないか等）を確認しておきましょう。
- 避難訓練に要援護者の人にも参加してもらおう。
 - ⇒ 町や自治会で実施される防災訓練などに要援護者の人と一緒に参加し、支援方法について確認しておきましょう。あわせて、避難所への経路についても確認しておきましょう。

災害発生時

自分・家族の身の安全を確保できたら、避難に時間のかかる要援護者が、いち早く避難できるよう支援を行います。

- 避難に関する情報伝達
 - ⇒ あらかじめ決めておいた方法により、町からの避難準備情報や避難勧告等の情報を要援護者の方に伝達します。
- 安否確認
 - ⇒ 要援護者の方の状況を確認するため、町から連絡する場合があります。
- 避難支援（誘導）
 - ⇒ あらかじめ決めておいた方法により、要援護者の方の避難を支援します。

情報の共有

- 事業の目的は地域の助け合いにより、災害発生時の被害を少なくすることです。要援護者の支援方法等の情報は台帳に追記するなどして、可能な限り集落内での共有を図りましょう（支援員だけが責任を負うものではありません）。